

政務調査費（政務活動費）ガイドラインに関するWGの検討内容一覧（案）

資料1

区分	番号	項目	内容	現行ガイドラインの記載内容	検討事項	第8回会合決定事項
これまでのWGでの検討事項に関すること		法改正の考え方	・今回の法改正により新たな項が追加され、議長は政務活動費については、「その用途の透明性の確保に努めるものとする」とされた。		・議長においてしかるべくご検討いただくよう報告した。	同左
	1	政務調査活動の成果	(政務調査費に関する検討結果報告書より抜粋) ・施行規程に定める様式（実施概要報告書や旅費等支出計算書等）は現行のもので役割を果たしており変更しないこととするが、議員によって記載の丁寧さが異なることから、目的成果が十分伝わるようにガイドラインの運用の中で議員や会派が分かりやすく記載できるよう、その表現を検討する。	・第15号様式 「実施した調査研究活動について、テーマごとに具体的な活動内容とその成果を記入してください。」 (P.27)	・活動成果を明確にするため、第15号様式の記載例を新たに示すかどうか。	・活動成果を明確にするため、ガイドライン第15号様式の記載例を新たに示す。 (ガイドライン案P.36～37修正)
	2	用途の透明性の確保	(政務調査費に関する検討結果報告書より抜粋) ・議員個々による情報発信については、議員によってその形態がさまざまであることから、それぞれがホームページや広報紙などによる自発的な情報公開に努めるべきである。 ・今回の法改正で議長による「用途の透明性の確保」が規定されたことから、この点については、議長においてしかるべくご検討いただきたい。		・議員個々による自発的な情報公開について、ガイドラインに追記するかどうか。	・議員個々による自発的な情報公開について、ガイドラインに追記する。 (ガイドライン案P.7追記)
	3	事務の煩雑さ	(政務調査費に関する検討結果報告書より抜粋) ・議員分、会派分とも会派がとりまとめて3か月ごとに事務局に相談できるようガイドラインを改正すべきである。	・証拠書類が膨大になることから、議員分は概ね3か月分ごと、会派分は概ね6か月ごとに事務局に相談することとします。 (P.8)	・下記のとおり文面を修正することに決定した。(第5回WG資料2より) 「証拠書類が膨大になることから、議員分及び会派分を概ね3か月ごとに会派でとりまとめて事務局に相談することとします。」	・ガイドラインの文面を修正する。 (ガイドライン案P.10修正)
区分	番号	項目	項目内容	現行ガイドラインの記載内容	検討事項	第8回会合決定事項

ガイドラインの改善	4	広報費について	<p>・ 広報費の「活動報告」冊子の按分方法について、下記の内容で収支報告書修正届が提出され、金額の返還が生じた。</p> <p>修正内容・・・ 政務調査費を充当しない箇所の高さを計測し、A 4 紙の高さ(29.7cm)との割合で削除率を求めた。その率を5%刻みで削除したものをそのページの按分率として算出した。</p>	<p>・ 政務調査費以外の経費との按分については、政務調査費に係る経費と政務調査費以外の経費とを明確に区分し、合理的な方法により按分しなければいけません。(施行規程第7条)ただし、明確に区分を行うことが困難な場合や合理的に按分することが困難な場合には、按分率を1/2として計算した額を支出できるものとしています。(施行規程第7条ただし書き)</p> <p>(1) 按分例 印刷物の場合は使用面積割合で按分する。(P.15)</p> <p>・ 広報費として計上できる程度については、政務調査に係る部分の紙面(画面)割合で適切に按分することが必要です。(P.19)</p>	<p>・ 使用面積での按分方法を、按分例として新たに示すかどうか。</p>	<p>・ 使用面積での按分方法は現状と変更がないため、按分例の新たな追記は行わない。</p>
	5	調査研究費等の内容について	<p>・ 法改正に伴う条例等の改正素案により、政務活動費の経費区分が明確化される予定である。</p>	<p>・ 政務調査費を充当するのに適さない例 平成13年8月20日全国都道府県議会議長会資料より (P.12~14)</p> <p>・ 旅費等支出計算書記載例 (P.21~25)</p>	<p>・ 旅費等支出計算書の記載例を修正するかどうか。</p>	<p>・ 旅費等支出計算書の記載例を修正・追加する。 (ガイドライン案P.26~35 修正・追記)</p>
	6	備品について	<p>・ 備品購入は資産形成ととられるのではないかな。</p>	<p>・ 備品購入については、所有権や備品管理等複雑な問題が多いことから政務調査費への計上は慎重に判断することとし、どうしても必要な場合は、所有権や備品管理等の問題が発生しないリース契約が望ましい。 (P.13~14)</p>	<p>・ 購入した場合の計上・按分方法を更に明確にするかどうか。</p>	<p>・ 購入した場合の計上・按分方法を更に明確にするため、ガイドラインを修正する。 (ガイドライン案P.16~17 修正)</p>
	7	報道提供について	<p>・ 平成24年9月3日の代表者会議において、政務調査費収支報告の閲覧開始や修正報告を、閲覧等の前日に県政記者クラブへ情報提供することを、事務局から説明し、了承された。</p>		<p>・ ガイドラインに、報道提供について記述するかどうか。</p>	<p>・ ガイドラインに、報道提供について記述する。 (ガイドライン案P.9 追記)</p>

別途、地方自治法改正等によるガイドラインの文言修正等が必要である。
 全国都道府県議会議長会より、政務活動費の基本的考え方等が1月末に示される予定であり、そのことを受けてのガイドラインの見直しも必要である。